第１２号様式‐３

**独立行政法人福祉医療機構借入金限度額の算定**

機構基準単価による基準事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円…**（Ａ）**

設計監理費（**（Ａ）**×５％）　　　　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　円

合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　 　円…**（Ｂ）**

**（Ｂ）**と事業費計**（Ｃ）**を比較して少ない額＝　　　　　　　　　　　　円…基準事業費**（Ｄ）**

（基準事業費**（Ｄ）－**補助金総額**（※１）**）×９０％

＝　　　　　　　　　　　　円…独立行政法人福祉医療機構借入金限度額**（Ｅ）**

（↑１０万円単位）

　機構借入額　　　　　　　　　　　　　円…（１０万円単位**（≦Ｅ）**）

|  |
| --- |
| （参考）平成２７年度機構基準単価表（単位：千円） |

**事業費内訳**

　　　本体工事費　　　　　　　　　　　　＝　 　　　　　　　　 　円

初年度整備費（備品）　　　　　　　　＝　 　　　　　　　　 　円

工事事務費（設計監理費等）　　　　　＝　　　　　　 　　　 　円

その他工事費（外構等）　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　円

　　　事業費計**（Ｃ）**　　　　　　　　　　 　　　　　 　円

※１　第１２号様式‐２により算定した［補助金額］欄の額

※２　独立行政法人福祉医療機構からの借入は、申し込み後に機構が決定するため、希望する額の借入ができるとは限りません。